

## 13) 退職金規定の作り方とこの制度の活用

### 1. 退職金規定がない場合

退職金規定がなければ、この機会につくりましょう。

その際、この制度をいかに活用するかについては、二つの方法があります。

一つ目は、この制度から退職金の全額を支給する方法です。この方法については退職金規定、例1を参考にしてください。(単給制)

二つ目は、退職金の一部をこの制度から支給し残りを販売店が支給する方法です。これは退職金規定、例2を参考にしてください。(内枠支給制)

### 2. 退職金規定がすでにある場合

つぎの方法があります。

退職金の一部をこの制度から支給し残りを販売店が支給する方法です。(内枠支給制)

退職金規定の中に、この制度をいかにおりこむかについては、退職金規定、例2を参考にしてください。

### 【退職金規定フォーマット】

※フォーマットの形式：Word

#### ●例1) 単給制

(この制度だけで実施する場合)

#### ●例2) 内枠支給制

(販売店が定める退職金規定の中にこの制度をおりこむ場合)